

☎ 困国保年金課国保係 (☎内線1113)  
☎ 困住民福祉課税務係 (☎内線2160)

## 国民健康保険からのお知らせ

# 国民健康保険証を更新します

○新しい保険証を7月下旬に、世帯主あてに郵送します

・対象は、市の国民健康保険に加入している人です。

・世帯員全員分を同封して送ります。

・保険証が届いたらすぐに内容を確認してください。

・記載内容に誤りがある場合は、問合せ先まで連絡してください。

・保険証の有効期限は生年月日により左表のとおりです(国民健康保険税に

滞納がある世帯を除く)。

○簡易書留郵便での送付

は、次の期間中に届出をお願いし、受付期間

7月1日(金)～7日(木)

午前8時30分～午後5時15分

受付場所

☐ 困国保年金課国保係

☐ 困住民福祉課税務係

持参するもの

生年月日	有効期限
昭和22年8月2日 ～昭和23年7月31日生まれの人	75歳の誕生日の前日 (※1)
昭和23年8月1日 ～昭和27年8月1日生まれの人	令和5年7月31日
昭和27年8月2日 ～昭和28年7月31日生まれの人	70歳の誕生日が1日の人… 誕生日の前日 70歳の誕生日が2日～月末の人… 誕生日の月末 (※2)
昭和28年8月1日以降生まれの人	令和5年7月31日

※1：75歳の誕生日から後期高齢者医療保険に加入となります

※2：有効期限の翌日から保険証が「保険証兼高齢受給者証」に切り替わるため、有効期限に合わせて別途郵送します

○保険証と高齢受給者証の一体化について

これまで70歳から74歳までの人が医療機関を受診する際は、「保険証」と負担割合の記載された「高齢受給者証」の2枚を提示する必要があります

が、今回の更新から自己負担割合(2割・3割)が記載された「保険証兼

高齢受給者証」が交付され、1枚で受診できるようになります。

自己負担割合は令和3年の所得などにより変わる場合があります。

○期限が切れた保険証について

期限が切れた保険証は、市に返却するか、ご自身で破棄してください。

○国民健康保険税を

きちんと納めましょう

・国民健康保険税は、加入者の皆さんの医療費をまかなうための大切な財源です。

・国民健康保険税を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。

・災害その他特別の事情がないのに国民健康保険税を1年以上滞納している人には、保険証の代わりに「国民健康

保険被保険者資格証明書」を交付します。「資格証明書」を交付された人が診療を受ける場合は、医療機関に医療費の全額を支払い、あとで申請により保険給付(7割から8割)を受けることになります。

国民健康保険税は納期までに納めるようにしてください。

【令和4年8月から】

「兼高齢受給者証」が追加されます。

有効期限 令和〇年〇月〇日

発効期日が新たに追加されます。

記号〇〇 番号〇〇 (柱番号)〇〇

発効期日 令和〇年〇月〇日

氏名 〇〇 〇〇

負担割合が新たに追加されます。

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日 性別 〇

通期開始年月日 令和〇〇年〇月〇日 負担主氏名 〇〇 〇〇

住所 群馬県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 保険者番号 〇〇〇〇

交付年月日 令和〇〇年〇月〇日

交付書名 〇〇 〇〇

1枚で受診OK!

○更新日が10月1日から8月1日に変わります。  
○保険証の使用方法はこれまでと変わりません。